

第3回（通算54回目）佐久市都市計画審議会 会議記録（要約）

日 時：令和5年11月2日（木）

14時00分から

場 所：佐久市役所議会棟 全員協議会室

【審議会】

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第2回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

第1号議案 小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

《事務局より説明後、質疑応答》

（委員）

30年前に建設された90t炉を廃炉して、50t炉を新設すること。住民説明会の中でも回答があるように、新クリーンセンターができたことによって焼却炉を縮小されたということと、13ページ、新しい設備は既存の焼却炉より性能が向上されているということでございますけれども、どのように性能が向上されているのかお伺いしたいと思います。

（申請者）

性能と申しましていろいろとございまして、今のものが基準に合っていないかというところではなくて、30年間の間に皆様が出されます廃棄物の内容についてもだんだん変わってきておまして、当初は佐久市さんにおかれましては生ごみなんかも一緒だったり、いろんな市町村によってはちょっとそれが別になったりとかいうこととございまして、廃棄物自体が変わってきているという、そういった中で今度は高温に対応できる廃棄物の焼却炉であるということでの性能というような言い方ではございますが、そういった部分については対応しやすいということが1点。それから、今の焼却炉につきましては焼却によるリサイクルということがされていないんですが、今回の50t炉につきましてはボイラーを入れまして、水蒸気を作りまして、焼却炉の中のタービンを回すと。リサイクルもできる処理施設と、そういったくくりでお話をさせていただいております。

（委員）

この施設は30年くらいでしょうか。

(事業者)

一番古い施設が平成2年にできまして、焼却炉は平成5年でございます。

(委員)

長年あの施設を利用して、周囲の人たち、特に農業関係の人たちが水田を作っているところからは水が出ない、ということで、安心してやっていると思います。今までもそういう苦情がないということで、安心して、これからも徹底した管理、維持していただいて、継続していただきたい。放流していないので大丈夫ですが、地下からの汚水や、今イー・ステージさんは地下浸透していないから大丈夫だと思いますが、地下から浸透したものがでていくということがないよう、これからも継続していただきたい。

(事業者)

今後、今まで以上に、周辺の方、特に農地もございまして、苦情はございませんが今後も継続していくとともに、公害防止協定書に基づき、もし何かあったときは対応させていただきたいと思っております。

(委員)

敷地内の土壌などの検査はどうされているんですか。

(事業者)

敷地内の中はアスファルト舗装になっておりまして、その処分場が屋根付きのものが2ヶ所ございまして、屋根がついておりますので埋め立てた廃棄物から漏水ということは考えづらいんですが、そちらの水質につきましては検査を行っております。それから、セシウムの問題なんかはちょっとありましたが、ダイオキシン類っていうものが焼却したときに出るものがございます。それにつきましては土壌、風速計をつけておりまして、年間を通し、大体90%ぐらいが西と東風です。北と南風はほとんどないですが、その後、風向によって、落下地点の500mそれから1km地点においても土壌、それも方向を変えながら採っている。それから、新潟の方では黒松にダイオキシン類が長く滞在するということがございまして、黒松がないものですから、周辺にございまして赤松の枝を切りましてそちらの方に蓄積したダイオキシン類の測定も行って管理させていただいております。

(委員)

この廃炉される90t炉は解体されるか。

(事業者)

先ほど申し上げたダイオキシン類の問題が、大阪の能勢町というところで、ダイオキシン類で作業員が被ばくして問題になったことがございまして、解体するにあたりましてかなり慎重に周りを囲いまして、講習を受けてきちんとした形の対応を取ることが今、法律で決まっておりますので、すぐに取り掛かれるかというところの建設なんかもございまして、いずれは取り壊していきたいと考えております。

(委員)

住民説明会では、反対の声というのはなかったのでしょうか。

(委員)

ご参加いただいた方からの反対の意見はございません。あと、私どもが説明会にお伺いして、直接出なくても区長さんを通してですとか、市とかに意見があれば来るかと思うんですけど、説明会におきまして、反対意見もなく、ご理解いただいているものと考えております。

(委員)

16 ページの下側の部分、景観への配慮のところの、煙突排ガスの影響を考慮した最低限の計画というのは、具体的にどのような計画でしょうか。

(事業者)

先ほども申し上げました、風向き関係でございます。冬場は西風が多くなり、夏場は東風が多くなるのですが、煙突を上げることによって大気中に拡散すると。低いことによって、ダウンドラフトと申しまして、煙突から出た煙が巻き込む現象が起きてしまう、風の向きとか強さがございます。それを防止するために、多少上げることによって排ガスがそのまま拡散できるということがひとつあります。

(会長)

ほかにご意見等ありませんので、第1号議案「小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について」につきまして、佐久市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、採決いたします。計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

《 全委員挙手 》

(会長)

全会一致でありますので、計画どおり進めるように答申させていただきます。

(4) その他

4 閉 会